第２２号様式（第４９条第１項）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  　（住所）  　（氏名）　　　　　　　　　　様  山武郡市広域行政組合  消防長  特　例　認　定　取　消　書  　あなたの管理する下記防火対象物は、消防法第８条の２の３第６項第　号に該当するため、同項の規定により特例認定を取り消す。  　　　　　　　　　　　　　　　　記  １　防火対象物所在地、名称等  ２　特例認定年月日・番号  ３　特例認定取消（処分）の理由となる事実  教示  １　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |